

中野市認定長期優良住宅促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、居住の安定及び地域の持続的な発展を図り、住宅の高性能化、環境負荷の低減及び定住促進を支援することを目的として、長期にわたり良好な居住環境を維持できる住宅の新築を促進するため、自ら居住する認定長期優良住宅を新築する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による認定を受けた一戸建て住宅をいう。ただし、店舗、事務所等の用途を兼ねる一戸建て住宅で、店舗、事務所等事業の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上のものを除く。
- (2) 新築住宅 建物の登記事項証明書の表題部の表中新築の年月日から起算して1年を経過していない認定長期優良住宅をいう。
- (3) 取得 住宅を新築し、当該住宅の所有権保存の登記を行うことをいう。
- (4) 取得日 取得した新築住宅の建物の登記事項証明書の権利部（甲区）の表中受付年月日の欄に記載されている日をいう。
- (5) 専用住宅等 専ら居住の用に供する一戸建ての住宅又は集合住宅若しくは同一建築物内に居住の用に供する部分及び店舗、事務所等事業の用に供する部分が併存している住宅で居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1を超えるものをいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、一戸建て住宅の新築戸数に占める認定長期優良住宅の割合の増加とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する住宅として新築住宅を取得する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新築住宅の登記名義人（以下「所有者」という。）であること。
- (2) 新築住宅が共有物である場合は、所有者全員が市内に住所を有すること。
- (3) 新築住宅とは別の専用住宅等を所有していないこと。
- (4) 申請日が新築住宅の取得日から起算して3月以内であること。
- (5) 補助金の交付を受けようとする新築住宅について、市の他の補助制度に基づく補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅は、前条に規定する補助事業者が取得（共有名義の場合にあっては、補助事業者が共有持分を有している新築住宅を取得した場合を含む。）し、取得後に自己の居住の用に供しているもので、次に掲げる要件を全て満たす市内に所在する新築住宅とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条又は第6条の2の規定により交付される確認済証の確認年月日及び法第7条の規定により交付される認定通知書の認定年月日が令和8年4月1日以後の新築住宅であること。ただし、基準法第6条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、この限りでない。
- (2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定に基づき建物に関する登記がされていること。
- (3) 補助事業者が居住を開始するまでの間、居住の用に供されたことのない新築住宅であること。
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域にある新築住宅でないこと。

(補助対象経費、補助金の額等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助対象住宅の新築に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、20万円とし、補助対象住宅の建築工事を市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主により工事を行った場合は30万円を加算する。
- 3 補助金の交付は、同一の補助対象住宅に対し、1回に限る。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 規則第3条の申請書及び規則第10条の実績報告書は、中野市認定長期優良住宅取得促進事

業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条第5号の要綱で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象物件の所在地
- (2) 家屋番号
- (3) 建築年月日
- (4) 床面積
- (5) 登記名義人
- (6) 所有権保存登記受付年月日
- (7) 居住開始日
- (8) 施工業者

3 規則第3条及び規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象住宅の案内図、配置図、平面図及び立面図
- (2) 補助対象住宅の敷地及び建物の全部事項証明書並びに建物図面及び各階平面図
- (3) 現況写真（補助対象住宅を含む敷地全景2面以上）
- (4) 補助対象住宅の新築に要した費用の額が分かる書類（建築工事請負契約書等の写し）
- (5) 基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定により交付された確認済証の写し。
ただし、基準法第6条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、この限りでない。
- (6) 基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し。
ただし、基準法第6条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、この限りでない。
- (7) 法第6条第1項の規定による認定を受けたことが確認できる書類（認定申請書及び認定通知書の写し）
- (8) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したことが確認できる書類（建築完了報告書の写し）
- (9) 前条第2項の規定による加算を受けようとする場合は、建築工事の施工業者の履歴事項全部証明書又は代表者の住民票
- (10) 誓約書（様式第2号）
- (11) 補助対象住宅の共有者の同意書（様式第3号。共有者がいる場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付条件）

第8条 規則第5条第6号の市長が必要と認める補助金の交付条件は、次に掲げるものとする。

(1) 補助金の交付を受けた住宅に10年以上居住すること。ただし、補助事業者の責めによらない理由により、当該住宅に居住しなくなった場合を除く。

(2) 当該住宅に居住した日から10年以内に他人に売却又は貸与しないこと。ただし、補助事業者の責めによらない理由により、当該住宅に居住しなくなった場合を除く。

(申請の取下げ)

第9条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に規定する通知を受けた日から14日以内に提出して行うものとする。

(補助金交付の請求)

第10条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市認定長期優良住宅促進事業補助金交付請求書(様式第4号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

中野市認定長期優良住宅促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住所

氏名

電話

下記のとおり事業を実施したいので、中野市認定長期優良住宅促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

事業の目的及び内容				
事業に要する経費				
事業完了の予定期日				
補助金申請額				
申請額の算出基礎				
対象物件の所在地				
家屋番号				
建築年月日	年 月 日			
床面積	1階	m ²	1階以外	m ²
建物の登記名義人 (共有者全員記載)	住所	住所		
	氏名	氏名		
所有権保存登記 受付年月日	年 月 日			
居住開始日	年 月 日			

施工業者	住所又は所在地
	氏名又は名称
	代表者氏名

添付書類

- 1 補助対象住宅の案内図、配置図、平面図及び立面図
- 2 補助対象住宅の敷地及び建物の全部事項証明書並びに建物図面及び各階平面図
- 3 現況写真（補助対象住宅を含む敷地全景2面以上）
- 4 補助対象住宅の新築に要した費用の額が分かる書類（建築工事請負契約書等の写し）
- 5 基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定により交付された確認済証の写し。ただし、基準法第6条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、この限りでない。
- 6 基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し。ただし、基準法第6条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、この限りでない。
- 7 法第6条第1項の規定による認定を受けたことが確認できる書類（認定申請書及び認定通知書の写し）
- 8 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したことが確認できる書類（建築完了報告書の写し）
- 9 第6条第2項の規定による加算を受けようとする場合は、建築工事の施工業者の履歴事項全部証明書又は代表者の住民票
- 10 誓約書（様式第2号）
- 11 補助対象住宅の共有者の同意書（様式第3号。共有者がいる場合に限る。）
- 12 その他市長が必要と認める書類

誓 約 書

年 月 日

中野市長 あて

住 所

氏 名

中野市認定長期優良住宅促進事業補助金の補助金交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 この補助金の交付申請の申請書及び関係書類の記載内容について事実と相違がなく、申請の要件を満たしております。
なお、申請内容に虚偽があった場合であって、補助金の交付の決定がされ当該補助金が交付されていないときは当該補助金の交付の決定を取り消すことに同意し、既に補助金が交付されているときは当該補助金を返還します。
- 2 補助対象事業の実施に当たり、同一の補助対象経費について重複して市の他の補助金の交付を受けておりません。
- 3 補助事業の実施に当たり、補助対象住宅が共有物であるときは、当該登記名義人の全員からの事業実施についての同意を得ております。
- 4 補助事業の実施に当たり、関係法令、規則及びこの要綱の規定を遵守します。
- 5 補助事業の実施に当たり、審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。
- 6 補助事業の実施に当たり、紛争等が生じた場合は、責任をもって解決し、市に対して仲裁を求めず、また、一切の損害を与えません。

同 意 書

年 月 日

共有者 住 所
氏 名
電 話

下記の所在地の補助対象住宅について、（申請者） _____を代表者として、中野市認定長期優良住宅促進事業補助金交付要綱に係る手続及び補助金の交付請求に関する全ての権限を一任します。また、補助事業の実施に当たり、審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。

記

- 1 対象物件の所在地 中野市
- 2 家屋番号

様式第4号 (第10条関係)

中野市認定長期優良住宅促進事業補助金交付請求書

年 月 日

中野市長

あて

請求者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のありました中野市認定長期優良住宅促進事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		店 舗 名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			